

鳥取県ドローン活用による経営力強化・災害対応連携強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県ドローン活用による経営力強化・災害対応連携強化事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

- 第2条 本補助金は、本県とドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結した県内中小企業者等が、新たな需要の獲得や生産性向上等に向けて取り組む、型式認証を取得した無人航空機（以下「ドローン」という。）の導入又は無人航空機操縦者技能証明の取得を支援することで、平時におけるドローンの産業活用の推進と災害時のドローン活用の協力円滑化を図ることを目的として交付する。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県内中小企業者等

鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、若しくは本補助金の目的を踏まえて商工労働部長が別に認めるものをいう。

(2) ドローン

航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。

(3) ドローン・レスキューユニット

災害時のドローン活用を組織的かつ迅速に行うため、県が組織する、県職員ユニットと企業ユニットで構成する災害時のドローン活用における実動部隊をいう。

(4) 型式認証の取得

法第132条の16に規定する第一種型式認証又は第二種型式認証の取得、若しくは本補助金の目的を踏まえて商工労働部長が別に認めるものをいう。

(5) 無人航空機操縦者技能証明の取得

法第132条の42に規定する一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の無人航空機操縦者技能証明の取得をいう。

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。）とし、同表の第5欄に定める額を上限額とする。また、補助対象期間は同表の第6欄に定める期間とする。

- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

- 第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、交付決定の日の属する年度の3月10日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(補助金の支払い)

第9条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）への本補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による額の確定に基づき行うものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第12条 本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。

別表（第 4 条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限額	6 補助対象期間
ドローン 導入	本県とドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定を締結した県内中小企業者等	第一種型式認証又は第二種型式認証を取得したドローンの購入に要する経費	3 分の 1	2,000 千円	交付決定の日から交付決定の日の属する年度の 2 月末日まで
無人航空機操縦者技能証明取得		一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の無人航空機操縦者技能証明の取得に要する経費		150 千円	

様式第1号（第5条、第7条、第8条関係）

年度 鳥取県ドローン活用による経営力強化・災害対応連携強化事業補助金
事業計画（報告）書

1 補助対象者の概要

事業者名	
代表者職・氏名	
所在地	
事業内容（業種等）	
資本金・出資金等	千円
従業員数（代表者を除く）	人
担当者連絡先	職・氏名： 電話番号： メールアドレス：

2 誓約事項

申請に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	事業計画書等の記載内容が事実であること。
	要綱第5条第1項の規定による交付申請書の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（注）誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載してください。

3 事業の概要

事業期間	[開始(予定)日] 年 月 日 ～ [終了(予定)日（支払を含む）] 年 月 日 ※交付決定日が開始予定日より遅くなった場合は、開始日は交付決定日とする。
事業区分	※該当する事業区分に○をして、必要事項を記載してください。2を選択した場合は、該当する取得資格区分にも○をしてください。 1 ドローン導入事業 （メーカー名・機種名： ） 2 無人航空機操縦者技能証明取得事業 （取得(予定)者氏名： ） （取得資格区分： 一等無人航空機操縦士 ・ 二等無人航空機操縦士 ）

事業内容	※新たな需要の獲得や生産性向上等に向けて、ドローン導入又は無人航空機操縦者技能証明取得により実施する事業内容を記載してください。
------	---

4 ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定

チェック欄	内容
	「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」を締結済
	「ドローン・レスキューユニットへの参加に関する協定」の締結に向けて調整中

(注) 該当する項目に○をしてください。なお、実績報告時には、協定締結済であることが必要です。

5 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無	
-------	--

(注) 他の補助金の活用の有無について、有、無のいずれかに○をしてください。有の場合は、活用する補助金名やその補助内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）

年度 鳥取県ドローン活用による経営力強化・災害対応連携強化事業補助金
収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	備 考
自己資金		
借 入 金		資金の調達先：
補 助 金		補助金上限額に注意 (千円未満切捨)
そ の 他		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

内 容	発注先	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く)
合 計		

(添付書類)

1 交付申請時

- ・ 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写し（1件あたり20万円以上の経費については、原則として複数者から取得すること。なお、複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由を別途提出（任意様式）すること。）
- ・ 直近2期分の決算書の写し（個人事業主の場合は直近2年分の確定申告書の写し）

2 実績報告時

- ・ 契約書及び領収書等、補助対象経費の支出を証する書類の写し
- ・ 購入機体の写真（ドローン導入事業の場合）
- ・ 無人航空機操縦者技能証明書又はドローン情報基盤システムによる技能証明書の交付申請に係る審査完了通知等、交付申請手続きが完了していることがわかる書類の写し（無人航空機操縦者技能証明取得事業の場合）
- ・ 賃金台帳又は出勤簿等、補助事業者と資格取得者の雇用関係を証する書類の写し（無人航空機操縦者技能証明取得事業で代表者以外が資格取得の場合）

様

職氏名

年度鳥取県ドローン活用による経営力強化・災害対応連携強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ドローン活用による経営力強化・災害対応連携強化事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額 金 円

（2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ドローン活用による経営力強化・災害対応連携強化事業補助金交付要綱（令和6年8月6日付第202400118903号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。